

那覇空港の総合的な調査に係る
情報提供及び意見収集のあり方

那覇空港調査連絡調整会議

～ 目 次 ～

1. 前提条件	1
1 - 1 那覇空港の総合的調査の位置付け	1
1 - 2 那覇空港の総合的な調査	2
2. 那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方	3
2 - 1 情報提供及び意見収集の目的	3
2 - 2 用語の定義	3
2 - 3 P Iの対象	5
2 - 4 那覇空港の総合的な調査におけるP I実施の基本方針	5
2 - 5 P Iプロセスの作成	10
2 - 6 P Iプロセス	11
2 - 7 検討委員会の概要	14

1. 前提条件

1-1 那覇空港の総合的な調査の位置付け

平成 14 年 7 月に策定された沖縄振興計画において、那覇空港は県内をはじめ国内外の連携を強化し、アジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点の形成に向けて、空港施設の冲合展開等について検討を行い、必要な整備を図ることが示されている。

平成 14 年 12 月の交通政策審議会航空分科会の答申において、那覇空港は「主要地域拠点空港」に位置付けられ、「将来的に需給が逼迫する等の事態が予想されることから、今後の航空需要の動向等を勘案しつつ、既存ストックの有効活用方策や滑走路増設を含む抜本的な空港能力向上方策等について、幅広い合意形成を図りつつ、国と地域が連携し、総合的な調査を進める必要がある。」とされた。

また、一般空港の滑走路新設・延長事業に関して、透明性向上の観点から、構想・計画段階におけるパブリック・インボルブメント(PI:情報を公開した上で、広く意見を把握し、計画策定過程にPI対象者の参画を促すこと)等の手続きをルール化する必要性が答申された。

これを受け、航空局(国土交通省)において、「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)」が示されたところである。

しかしながら、答申を受け平成 15 年度より開始された、那覇空港の総合的な調査は、構想・施設計画の前段階に位置し、同ガイドライン(案)の対象外とされている。

このため、平成 15 年度において、総合的な調査段階の透明性の向上を図るための手続きのルール化について検討を行い、那覇空港の総合的な調査段階における情報提供及び意見収集のあり方の案を作成した。

また、平成 16 年度において「那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方(案)」の内容を県民等へ公開し、意見募集を行い、その結果を受けて「那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方(本書)」を取りまとめたところである。

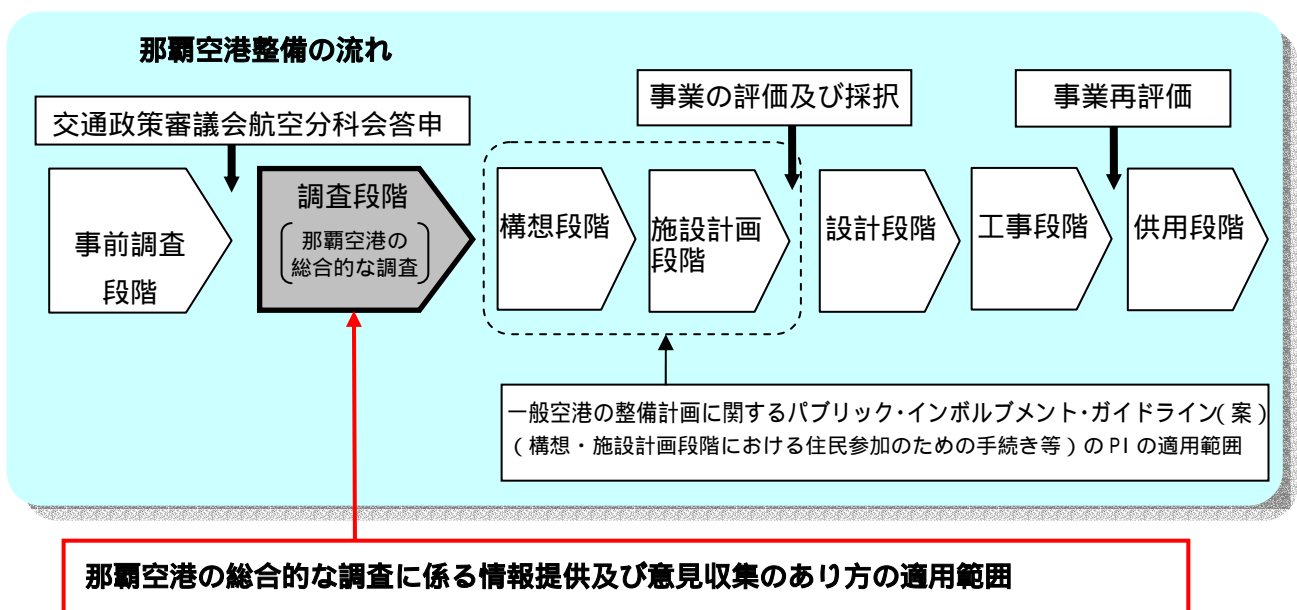


図 1-1 本検討の位置付けと範囲

1 - 2 那覇空港の総合的な調査

那覇空港の総合的な調査の体系は、以下に示すように「既存ストックの有効活用」と「抜本的な空港能力向上」の両面から検討を進め、空港能力の向上度合いを見極めた上で滑走路増設等の抜本的な空港能力向上方策を多角的な観点から検討することとしている。

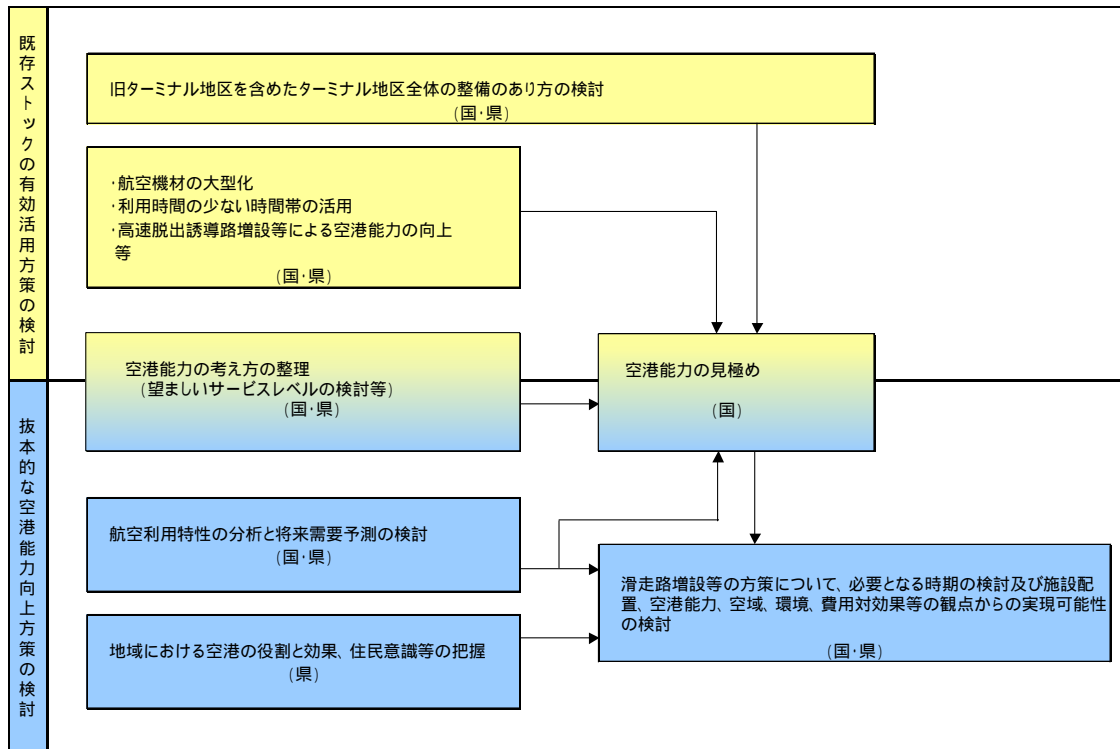


図 1-2 那覇空港の総合的な調査フロー図

2. 那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方

本調査の検討結果として、「那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方」を下記のとおりまとめた。

2 - 1 情報提供及び意見収集の目的

情報提供と意見収集を積極的に行うことにより、
県民等と P I 実施主体が情報を共有化する。
調査の透明性を確保する。
調査の質的向上を図る。

総合的な調査において、県民等へ情報提供と意見収集を積極的に行うことにより、情報の共有化を図り、調査段階における透明性を確保し調査の質的向上を目指すものである。

2 - 2 用語の定義

那覇空港の総合的な調査の P I を実施していく上で、P I に関する用語や概念を明確にする必要があり、以下のとおり定義する。

(1) P I (パブリック・インボルブメント)

那覇空港の総合的な調査段階において、国と沖縄県が連携し、県民等に情報を提供した上で、広く意見を把握し、調査検討過程における P I 対象者の参画を促すこと

(2) P I 実施主体

国土交通省大阪航空局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県で組織する那覇空港調査連絡調整会議

(3) P I 対象者

沖縄県民、旅客、荷主・航空会社・フォワード・ビル会社等空港関係事業者、観光関係者（旅行代理店、ホテル等）、各種団体（地元協議会等）、その他那覇空港に関心を有する者

(4) P I プロセス

誰が（P I 実施主体）何の情報を、いつ、誰に（P I 対象者）どのような方法で（P I 手法）といった情報の共有化に係る過程を具体的にとりまとめたもの

(5) 意見収集

P I 実施主体より提供された情報に対し、P I 対象者の意見や要望を求めること

(6) 情報公開

P I 実施主体がP I 対象者に対し、情報を公開すること

(7) 情報提供

情報公開の一環で、意見収集を前提として、P I 対象者に対し積極的に情報を提供すること

(8) アドバイザリーチーム

P I 開始後の情報の提供や意見収集が適切になされているか等P I 全般について、客観的な立場から助言する組織であり、P I 実施主体により設置される。

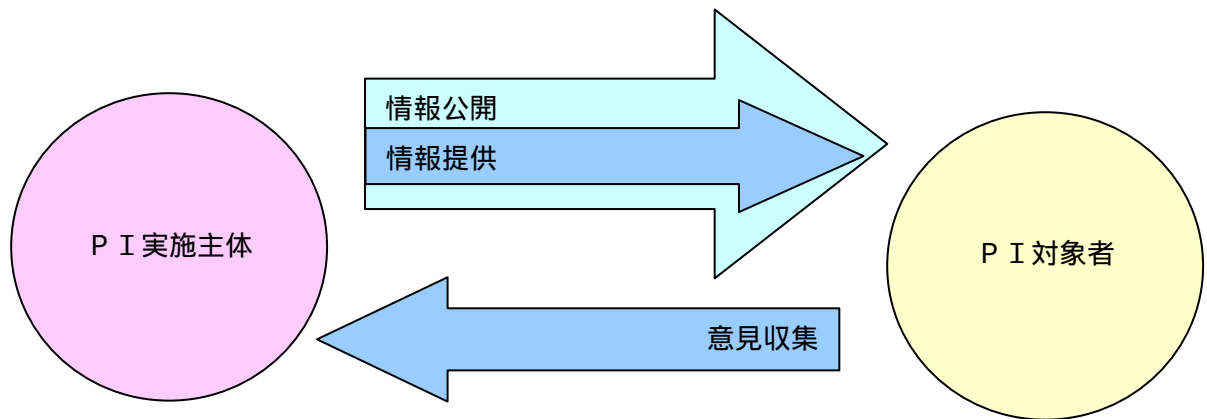


図 2-1 那覇空港の総合的な調査におけるP I の概念図

2 - 3 P I の対象

本P Iの対象は、以下に示す2点とする。

情報提供及び意見収集のあり方(案) 那覇空港の総合的な調査に関する調査結果
--

那覇空港の総合的な調査のP Iを円滑に実施していくために、調査結果等のみではなく、P Iの目的、必要性及びP Iプロセスそのものについても、あらかじめ情報の共有化を図るとともに、作成過程への県民等の参加を促すことが重要である。したがって、「那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方(案)」もP I対象とする。

2 - 4 那覇空港の総合的な調査における P I 実施の基本方針

(1) P I 実施の基本的考え方

県民等との情報の共有化を図るためには、「情報公開」を原則とし、P I対象者に対し意見収集を求める情報については「情報提供」を行う。また提供する情報の内容やP I対象者に応じて、その意見収集、情報提供の方法については、最適なP I手法を用いて実施するものとする。

P Iの実施にあたっては、県民等の意見を参考に策定したP Iプロセスに基づいて行うことになるが、状況の変化に応じて柔軟に情報提供及び意見収集のあり方を見直す必要性が生じることが考えられる。

変更にいたる検討過程についても、P I対象者に情報提供・意見収集を行うこととする。

(2) アドバイザリーチームの設置

情報公開、情報提供及び意見収集の方法、さらには、P Iの進め方が状況の変化に対応できているか等、P Iの実施状況全般についての妥当性等の検証を行いながら、適切なP Iを実施していく必要がある。

P Iの進め方等についての公平性や透明性を確保するため、チェック・アドバイス機能としての役割を果たす、第三者機関としてのアドバイザリーチームを設置する。

(3) P I の実施体制

総合的な調査は、内閣府、国土交通省、沖縄県の三者が連携し、それぞれの役割分担に応じて実施されていることからP Iの実施にあたっては三者は綿密な調整を行うこととする。

また、“どこにどのような情報があるのか”、“誰に意見を言えば良いのか”、“誰がどのような責任でP I進めているのか”等について、P I対象者が分かり易いように、P Iの実施体制を明確にする必要がある。

こうしたことから、那覇空港の総合的な調査においては、国と県で構成する那覇空港調査連絡調整会議がP Iの実施主体となり効果的・効率的なP Iを実施していくものとする。

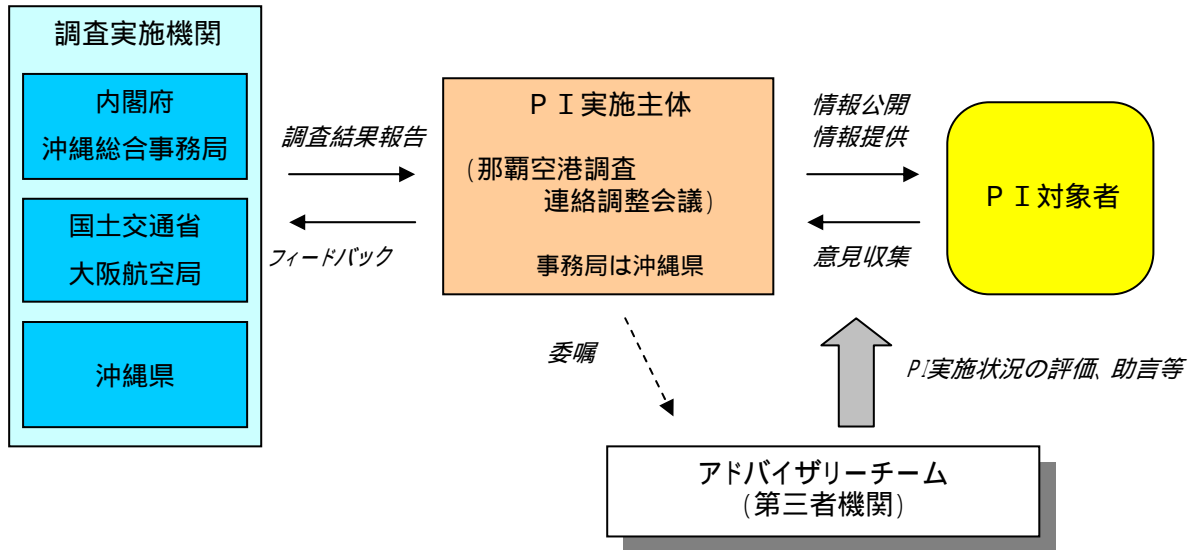


図 2-2 那覇空港の総合的な調査におけるPI実施体制

表 2-1 PI実施体制表

構成員	機能
PI実施主体 (那覇空港調査連絡調整会議) 事務局:沖縄県	提供する情報の作成及び発信 意見の収集 PI対象者の意見に対する回答作成及び発信
調査実施機関 (内閣府、国土交通省、沖縄県)	総合的な調査の成果等報告 PI結果に基づく調査成果の向上
PI対象者	意見や要望等をPI実施主体に表明
アドバイザリーチーム	実施状況のチェック 助言

(4) P Iの基本方針

那覇空港の総合的な調査のP Iについて、透明性を確保し、県民等への理解を促すため、以下に示す5点を総合的な調査におけるP Iの基本方針とする。

<那覇空港の総合的な調査におけるP Iの基本方針>

基本方針1：情報公開を原則とする

総合的な調査に係る情報は公開を原則とする。ただし、個人情報に係るものなどを除く。

基本方針2：積極的に広く情報提供を行う

P I実施主体としてP I対象者にアピールしたい情報については分かりやすく積極的に情報を提供する。

基本方針3：積極的に広くニーズや意見を把握する

提供した情報について意見を収集する際、情報の性格に応じ最適な方法を選択し意見を収集する。

基本方針4：P Iプロセスを適切に構築する

情報公開や情報提供並びに意見収集を効果的に実施するためには、どのタイミングでどのような情報のやりとりを行うかといったP Iプロセスを適切に構築することが重要である。

なお、調査の進捗や調査項目の追加など、総合的な調査の実施状況に伴いP Iプロセスも変化することが考えられることから、P Iプロセスが見直された場合には速やかにプロセス自体のP Iを実施し、広く意見を求めることとする。

基本方針5：アドバイザーチームによりP Iの評価、助言を行う

十分に情報が提供されているか、十分に意見が収集されているか等のP Iに関する評価や助言を第三者機関が行うことにより、P Iの透明性を確保するものとする。

(5) P I 実施における留意点

P I 実施主体は、P I 対象者と共通の情報の共有化を効果的・効率的に行い P I 対象者の参画を促すため、下記の点について留意する。

<那覇空港の総合的な調査における P I の留意点>

留意点 1：公開・提供する情報は、客観的データや調査結果とする。

P I 対象者に誤解や予断を与えないように留意する。

留意点 2：公開・提供する情報は、分かりやすい表現とする。

P I 対象者にできる限り共通の認識を持ってもらうため、表現方法に留意するとともに必要に応じて注意書きを付けるなど、わかりやすい表現を心がける。

留意点 3：P I と意思決定が分離していることを示す。

P I は意見を表明し調査に参画する場であって、意思決定の場でないことを明確に示して P I を実施する。

留意点 4：P I を実施する目的を明確に示し進める。

P I は段階的に進めることとなるが、何のために意見を聞くのか、何についての意見を聞くのかなど、各段階で目的を明確に示し進める。

(6) P I の実施手法

P I の実施手法は、総合的な調査の進捗や提供する情報の内容等によっては、複数組み合わせることで効果的に実施することが望まれる。

以下に、那覇空港の総合的な調査段階における主なP I 手法の概要を示す。

表 2-2 主な P I 実施手法の例示

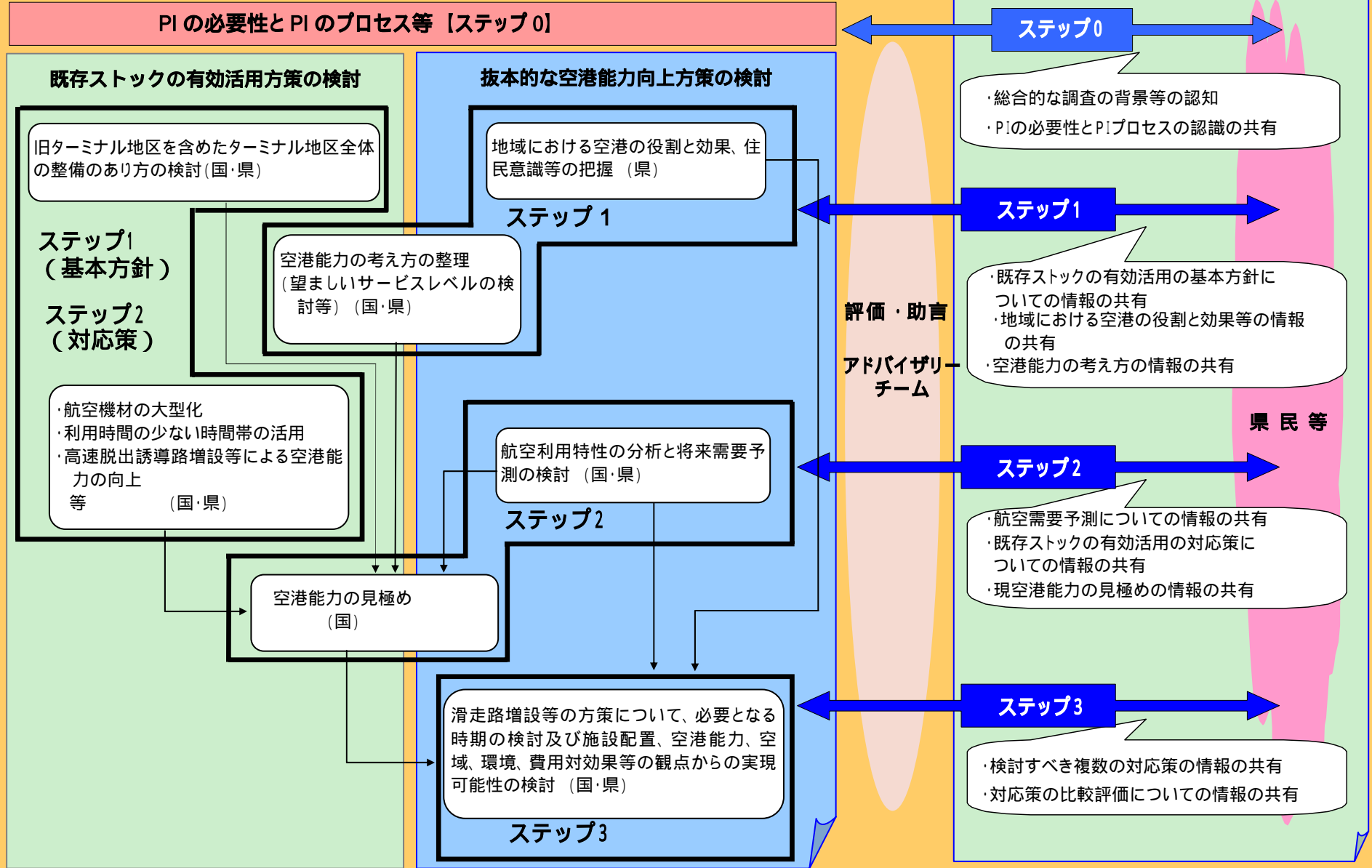
P I 手法	内容
パブリック・コメント	総合的な調査の内容等について、広く県民等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、提出された意見等を反映して案を策定したり意思決定を行ったりするもの。
オープンハウス	総合的な調査に関する内容等について、空港や公共施設ロビー等、県民が気軽に訪れることの出来る場所で一定期間パネル等を用いて情報提供し、意見収集や意見交換を行う場。
アンケート	那覇空港施設や総合的な調査の内容等について、意見や意識等を個別に調査する手法。
ワークショップ	総合的な調査の内容等について、行政機関と県民等が現地調査や見学、作画・工作などを交えながら協働で提案や計画を作り上げるための場。
シンポジウム	総合的な調査の内容等について、関連の基調講演や数名のパネリストとの対話を通じて県民等の理解を深めてもらう場。
市民協議会	総合的な調査の内容等について、広く意見や情報を提供してもらうために設置する、県民や専門家等により構成される会議。
説明会	総合的な調査の内容等について、実施主体関係者から地域住民等に対し説明を行い、理解や協力を得る場。
ホームページ	インターネット上のホームページによる情報公開方法。インターネットの普及により、幅広いP I 対象者に対し、容易に、かつ効率的に行うことができる。

2 - 6 P Iプロセス

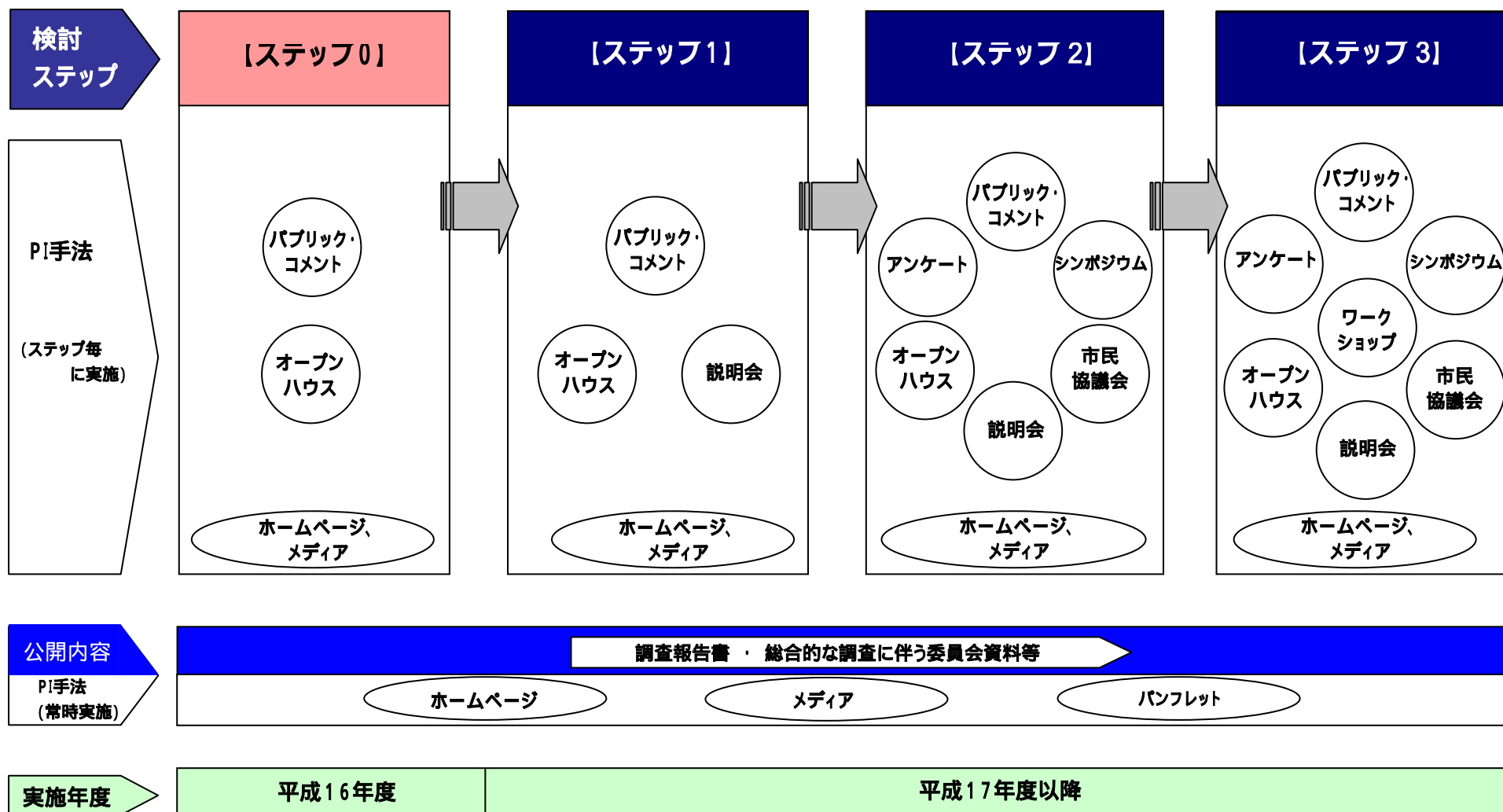
ここでは、これまでの検討を踏まえ、那覇空港の総合的な調査に関するPIプロセスの基本的な枠組み、構成及び那覇空港における方向性確定のための全体プロセスとPI手法を次に示す。

なお、段階的に進められるPIを効果的なものとするために、条件が整い次第速やかに情報の公開・提供を行うものとする。

那覇空港の総合的な調査のフロー及びPIのステップ



那覇空港の総合的な調査に関する PI 手法の例示



2 - 7 検討委員会の概要

那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方(案)を策定するため、検討委員会を設置した。

【検討会メンバー】

氏名	所属・役職	備考
屋井 鉄雄	東京工業大学大学院教授	座長
大城 保	沖縄国際大学教授	副座長
島袋 秀光	沖縄県広報アドバイザー	
堤 純一郎	琉球大学教授	
廻 洋子	淑徳大学講師	

【検討会開催の経緯】

名称	開催日時	議題
第1回検討会	開催日:平成16年1月23日 時間:10:00~12:00	・那覇空港の現状について ・情報提供等のあり方の基本方針等に関する検討について ・情報提供等プロセス(案)について
第2回検討会	開催日:平成16年3月5日 時間:13:00~15:30	・第1回目検討会における主な指摘事項とその対応策について ・情報提供等のあり方(案)のとりまとめ